

# 奈良市有機農産物普及促進補助金交付要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、本市において環境にやさしい有機農業を推進するため、その普及を促進する事業に対し、予算の範囲内で奈良市有機農産物普及促進補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有機 JAS 認証 日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第2条第3項に規定する登録認証機関が、有機農産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1605号)に適合した方法で農産物及び加工食品等の生産を行う農業者等に対し、その者及び団体が生産する農産物等が有機農産物(有機農産物の日本農林規格第3条に規定する有機農産物をいう。)及び有機加工食品(有機加工食品の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1606号)第3条に規定する有機農産物をいう。)等である旨の表示を認めたものをいう。
- (2) 有機 JAS 規格 有機農産物の日本農林規格(以下、「有機農産物 JAS 規格」という。)及び有機加工食品の日本農林規格(以下、「有機加工食品 JAS 規格」という。)等をいう。
- (3) 有機農業 有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)及び有機農産物 JAS 規格に定められた取組水準に適合する農業をいう。
- (4) パッケージ 商品を保護・保存し、かつ市場流通および消費者販売に適した状態で提供するための包装形態を指し、容器、ラベル、外箱など一連の包装資材を含むものをいう。
- (5) ラベル 商品本体またはその包装に直接表示される、あるいはこれに添付される紙、印刷物、ステッカー等であって、製品情報、法定表示、ブランド表示その他販売に必要な情報を記載するものをいう。

## (補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、有機農業を推進

するための次の各号に定める事業とする。

- (1) 有機農産物パッケージ製作事業
- (2) 有機加工食品 JAS 認証取得事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に定める。

- (1) 有機農産物パッケージ製作事業

奈良市内で営農活動を行う生産者のうち、有機農産物（生産行程管理者）の JAS 認証を市内のほ場において取得している者とする。

- (2) 有機加工食品 JAS 認証取得事業

奈良市内で営農活動を行う生産者のうち、有機加工食品（生産行程管理者）の JAS 認証を取得、または更新した者とする。ただし、有機農産物（生産行程管理者）の JAS 認証を市内のほ場において取得している者であること。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の補助対象者としな

- (1) 市税等の滞納があるとき。ただし、市税等の徴収猶予を受ける金額及び期間がある場合は除く。
- (2) 奈良市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 30 日条例第 24 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または同条第 1 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の対象経費、補助率及び補助上限額については、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 第3条第2号に掲げる事業に係る補助対象経費は、当該認証取得又は更新の日の2年前の日から当該認証取得又は更新の日までの間に支出したものを対象とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 有機農産物パッケージ製作事業

- ア 補助金等交付申請書【有機農産物パッケージ製作事業】（様式第 1 - 1 号）
- イ 事業計画書及び収支予算書（様式第 2 号）

- ウ 定款、規約等（法人または団体の場合）
- エ 団体構成員名簿（法人または団体の場合）
- オ パッケージ等製作に係る経費が分かる見積書の写し等
- カ パッケージデザイン案
- キ 有機農産物（生産行程管理者）の JAS 登録認証機関の認証書または確認証等の写し。ただし、認証ほ場の所在地が分かるものであること。
- ク 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

(2) 有機加工食品 JAS 認証取得事業

- ア 補助金等交付申請書兼実績報告書【有機加工食品 JAS 認証取得事業】（様式 1-2 号）
- イ 有機加工食品（生産行程管理者）の JAS 登録認証機関の認証書または確認証等の写し
- ウ 認証に要した経費の領収書等
- エ 有機農産物（生産行程管理者）の JAS 登録認証機関の認証書または確認証等の写し。ただし、認証ほ場の所在地が分かるものであること。
- オ 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

2 前項第 1 号の場合において、同一の者による交付申請は、1 回限りとする。

(交付決定)

第 7 条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を精査し、速やかに補助金の交付について決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したとき、第 3 条第 1 号に掲げる事業は補助金等交付決定通知書（規則別記第 2 号様式）により通知するものとし、第 3 条第 2 号に掲げる事業においては、補助金等交付決定兼確定通知書（様式第 3 号）により、交付決定及び額の確定を同時に行うものとする。

3 市長は、補助金を交付することが不相当と認めたときは、速やかにその旨を交付申請者に通知するものとする。

(変更承認の申請)

第 8 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、当該決定に係る事業（以下、「補助事業」という。）の内容又は経費を変更しようとするときは、補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書（規則別記第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の書類を受理した場合において適当と認められるときは、変更を承認し、通知するものとする。

(指示及び検査等)

第9条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示をし、報告を求め、または検査をすることができる。

(実績報告)

第10条 第3条第1号に掲げる補助対象事業に係る補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は当該交付決定の日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、補助事業等実績報告書(規則別記第4号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、第3条第2号に掲げる事業については、第6条第1項第2号に掲げる書類の提出をもって実績報告を兼ねるものとする。

(1) 領収書の写しその他経費を支払ったことを証する書類

(2) 完成した商品パッケージの写真その他補助対象事業の概要を確認することができる資料  
第3条第1号に掲げる補助事業は、交付決定を受けた年度内に完了しなければならない。

(額の確定)

第11条 市長は、前条第1項の規定により実績報告書及び添付書類の提出があったときは、その内容を精査し、その内容が適当と認められるときは速やかに補助金の交付額を確定し、有機農産物パッケージ製作事業は補助金等交付額確定通知書(規則別記第5号様式)、により補助事業者に通知するものとする。なお、第3条第2号に掲げる事業については、第7条第2項に定めるとおりとする。

(その他)

第12条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行し、令和7年度事業から適用する。

附 則

この要領は令和8年7月1日から施行し、令和8年度の予算に係る補助金から適用する。  
ただし、有機加工食品 JAS 認証取得事業に係る補助金については、令和8年度以降に有機加工食品 JAS 認証を取得又は更新した事業について適用する。

別表（第5条関係）

補助対象事業	有機農産物パッケージ製作事業	有機加工食品 JAS 認証取得事業
補助対象経費	<p>有機農産物の流通に必要な商品パッケージのデザイン制作及び印刷にかかる費用。ただし、パッケージには、有機農産物であることが分かる表示を行うものとする（JAS 法等の関係法令に反しない表示を行うこと）。</p>	<p>有機加工食品 JAS 認証取得または更新に係る費用（認証申請料、調査手数料、講習会受講料、検査員の交通費・宿泊費、検査員人数加算料、各会員加算料）</p>
	<p>補助対象者が本則課税事業者の場合は、消費税及び地方消費税分は補助対象外とする。</p>	
補助率	1/2以内	定額
補助上限額	<p>10万円（算出した補助金に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）</p>	